

## 公益財団法人登米文化振興財団 登米祝祭劇場運営協議会設置規程

### (設置目的)

第1条 登米市と公益財団法人登米文化振興財団（以下「この法人」という。）とが交わした「登米祝祭劇場（以下「劇場」という。）管理運営に関する基本協定書」に基づき、劇場の管理運営本業務及び各種の文化事業を円滑に進めるため、登米祝祭劇場運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、市民がより使い易い劇場にするための指針を提示し、この法人が実施する文化事業への企画及び運営に関して助言をするものとする。

### (組織等)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 協議会の委員は、登米市及び登米市教育委員会、この法人の各職員並びに識見を有する者で構成し、理事長が委嘱する。
- 3 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。
- 4 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員が生じた時は、補充することができる。補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第5条 会議は、会長が招集する。

### (費用弁償等)

第6条 委員が第2条の用務のため出張するときは、旅費を支給する。

- 2 前項の旅費は、この法人の職員旅費規程を準用する。
- 3 委員が会議に出席したときは、費用弁償を支給する。ただし、登米市及び登米市教育委員会、この法人の各職員には支給しない。
- 4 前項に規定する費用弁償の額は、理事長が別に定める。

### (庶務)

第7条 協議会の庶務は、この法人の事務局で処理する。

### (委任)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。